

第202200311281号
令和5年3月17日

一般社団法人鳥取県建築士事務所協会会長
一般社団法人鳥取県設備設計事務所協会会長
一般社団法人鳥取県建設業協会会長
一般社団法人鳥取県管工事業協会会長
一般社団法人鳥取県電業協会会長

} 様

鳥取県総務部営繕課長
(公印省略)

工事現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底の一部改正について（通知）

現場等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策については、令和4年8月25日付第202200132842号営繕課長通知「工事現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（通知）」により、取り組んでいるところですが、当該通知のうち、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る特記事項」（以下「コロナ特記」という。）を下記のとおり一部改正しましたので、御承知いただくとともに貴会員の皆様にも御周知いただきますようお願いいたします。

（担当：技術企画担当 松岡、衣笠 内線：7394、7396）

記

- （1）令和5年3月13日以降、マスク着用の考え方が見直されたことに伴う改正
マスクの着用については、個人の判断に委ねることを基本としますが、病院等工事対象施設の特殊性等により、施設管理者又は監督員からマスクの着用を求められた場合は、これに従ってください。